

Title	同業組合と百貨店の抗争
Author	石原, 武政
Citation	経営研究. 70(2); 93-113
Issue Date	2019-08-31
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

同業組合と百貨店の抗争

石 原 武 政

目 次

- 1 はじめに
- 2 同業組合の成立
- 3 粗製濫造と同業組合
- 4 同業組合と価格協定
- 5 百貨店の同業組合加入問題とその帰趨
- 6 要約と結語

要 約

同業組合は、日本が明治維新後に産業化が進む中で、粗製濫造に対処するために制度化された組合であり、業種ごとに生産者と販売業者の全員加入を前提としたものであった。その後、広範な商品を取り扱う百貨店が誕生し、組合側は百貨店にその取扱商品ごとに結成されている同業組合への加盟を要求したが、百貨店側はそれを拒否した。これが日本における百貨店（大型店）と中小小売商との対立の始まりであった。

本稿では、第1に同業組合組織が制度化される背景と、同業組合が果たした役割を簡単に振り返ると共に、第2にその同業組合と百貨店との対立と決着に至る過程を跡づけたい。そのことを通して、一度導入された制度は、環境が変化する中でも強力に自己主張することを確認したい。

1 はじめに

日本における小売業の近代化の原点をどこに求めるかについて、必ずしも大方の合意があるわけではないが、その後に与えた影響の大きさから言えば、1904（明治37）年の三越の「デパートメントストア宣言」をその画期とすることに異論はないだろう¹⁾。その後、三越は手探りながらの百貨店化の道を歩み、その三越を追いかけるように老舗の呉服店がこれに追随した。当初、老舗呉服店には取扱商品を雑多な商品にまで広げることへの逡巡が見られたが²⁾、ほどなく百貨店は新たな消費文化の伝道者としての地位を確立していく。

初期には比較的高級商品を取り扱うことで呉服商、太物商を中心とした既存の小売商と棲み分けていた百貨店は、1920（大正9）年の戦後恐慌を迎える頃から商品ラインを下方に向けて

拡張し始める。それを決定的にしたのが1923（大正12）年9月の関東大震災であった。震災によって百貨店もまた大きな被害を受けたが、一般小売商が震災から容易に立ち直れない中、百貨店はその組織力を生かしていち早く被災者への商品供給を始め、それが大衆化路線を定着させることとなった。その間、百貨店の増加に伴う百貨店間の競争の激化がこの大衆化を加速させるが、それはやがて百貨店対小売商の対立問題を引き起こす。

百貨店の揺籃期に小売商との間で発生した対立は、百貨店の成長と定着とともに激しくなり、さまざまな経過を経て1937（昭和12）年の百貨店法の制定に辿り着く³⁾。この百貨店法こそ日本で初めての商業調整法であり、戦後の第二次百貨店法や大規模小売店舗法につながる法律であった。

その百貨店と小売商との対立の最初の舞台となったのが同業組合であった。同業組合は明治維新後に急速に産業化が進む中で、過当競争に起因する値崩れと品質劣化問題に対処するために生まれた関係者の全員加入を前提とした組合組織である。それが制度化された時点ではまだ百貨店は誕生しておらず、したがって両者の対立は「想定外」の中を進んでいき、想定外の決着を見る。

本稿では、「同業組合」という独特の統制組合の概要を簡単に振り返りつつ、百貨店がそれとどのように対立したのかを跡づけたい。そうすることによって、あわせて同業組合制度のもつ意義と限界を明らかにすると共に、制度がいったん導入されると、その後の環境変化の中でも業界組織として独自の自己主張する様子を確認したい。

2 同業組合の成立

明治維新後、日本産業は急速に「近代化」の方向に舵を切っていく。それまでの手工業的生産体制に変化が現れ、「自由競争」の概念が登場する。こうした事態を背景に明治政府は1872（明治5）に株仲間の廃止を決定するが、それがかえって混乱を招いた。「信用取引は円滑を欠き、商法は相崩れて不規律となり、不正行為が続出して商業組織が紛乱状態に陥った」という。こうした中で、自力更生を目指す商人が集まって「申合規則」を作成して組合の設立認可を求める動きが現れる。1881（明治14）年10月に、大阪商法会議所の努力によって大阪府より発布された「大阪堺市街商工業取締法」がこの種の自主的統制の嚆矢であるとされる⁴⁾。

国レベルでは、1884（明治17）年3月に公布された「茶業組合準則」が同業組合の始まりとされるが、『官報』はその「前文」にこう書いた⁵⁾。

近来着色偽似の茶を製出し又は不良茶を混淆して販売候者有之趣右者正義者の妨害と可相成は勿論人身の健康にも相関り候義に付各管内に於て茶業に従事する者は左の茶業組合準則に基き組合為相立其規約認可の上農商務省へ可届出此旨相達候事

また、同準則が次のように規定したことからも、その目的が茶に混入された粗悪品の規制にあったことは明らかである。

茶業組合準則

第1条 茶事に従事する者は製造者と販売者とを問わず郡区又は町村の区画により組合を設置すへし但自用茶のみを製する者は此限りにあらず

第3条 組合は左の目的を以て規約を定むへし

第1項 他物若くは悪品を混淆し或は着色する等総て不正の茶は製造販売せざる事

第2項 乾燥法及び荷造方を完全にすること

第3項 製茶荷造の上は必組合の名称及び製造人、販売人の姓名を記する事

政府はさらに同年11月に「同業組合準則」を発表し、同業組合を茶業から一般に広く開放した。その同業組合準則を公布する「達第37号」の前文はこう書いている⁶⁾。

同業者組合を結び規約を定め営業上福利を増進し濫悪の弊害を矯正するを図る者不勤候處往々其目的を達する事能はざる趣に付今般同業組合準則相定候條向後組合を設け規約を作り認可を請ふ者ある時は此準則に基づき可取扱此旨相達候事

しかし、この準則は形式的には強制加入を謳ってはいるものの、加入拒否に対する制裁措置をもたなかったこともあって、所期の目的を十分に達成することができなかった。そのため、1887（明治20）年には「茶業組合準則」を廃止して「茶業組合規則」を制定し、さらに1897（明治30）年には、当時国際的な問題となっていた輸出品の粗製濫造に対処するため、「重要輸出品同業組合法」を制定して、制度的な強化を図った。そして、それをさらに国内向けの製品にも拡張するために、1900（明治33）年に「重要物産同業組合法」が制定され、これによって同業組合制度は一応の完成を見ることになる。1884（明治17）年の準則に基づく準則組合には法人格は認められていないが、この1900（明治33）年の法に基づいて設立される同業組合には法人格が認められ、組合体制が整ったことになる。そして、これ以降、準則組合と同業組合は実業組合の重要なメンバーとなって活動することになる。この重要物産同業組合法の主要条項は次の通りであった⁷⁾。

重要物産同業組合法

第1条 重要物産の生産、製造又は販売に関する営業を為す者は同業者又は密接の関連を有する営業者相集りて本法に依り同業組合を設置することを得…

第2条 同業組合は組合員協同一致して営業上の弊害を矯正し其の利益を増進するを以て目

的と為す

第4条 同業組合設置の地区内に於て組合員と同一の業を営む者は其の組合に加入すへし但し営業上特別の情況に依り農商務大臣に於て加入の必要なしと認る者は此の限に在らず

第6条 同業組合及同業組合連合会は法人とす

同業組合及同業組合連合会は営利事業を為す事を得ず

第10条 同業組合及同業組合連合会は各其の定款に於て検査規定を設け組合員の営業品を検査することを得

同業組合及同業組合連合会は各其の定款に於て違約者に関する規定を設け違約者に対し過怠金を徴し違約物品を没収することを得

ごく簡単に補足しておく。第2条にいう「営業上の弊害の矯正」の中心は粗製濫造による品質の低下の防止であるが、その原因となる「不当な廉売競争」防止するための価格協定をも含むものと考えられた。第4条但し書きによって例外規定が設けられているとはいうものの、それは慈善事業や公益事業を想定したもので⁸⁾、生産・製造・販売に関わる全業者の強制的な加入が原則となっていた。さらに、法は組合に対して営業品検査を行うと共に違約者に対する処罰や違約品の没収の権限までも与えている。その意味で、同業組合は非常に強力な自治権をもつことが想定されたことになる。但し、第6条によって営利事業は禁じられたことから、その性格は事業団体ではなく完全な統制団体であった。その意味で、同業組合は初めから「営業統制とか弊害の予防除去」を目的とした組織だったのであり、後に制定される商業組合法に基づく商業組合と比べると、次のような特徴をもつものであった⁹⁾。

この法律は直接的には重要輸出品同業組合法の流れをくむものであるが、後者は粗製濫造の

表1 商業組合と比較した同業組合の特徴

	同業組合	商業組合
根拠法	重要物産同業組合法 (1900年)	商業組合法 (1932年)
性格	公益性	協同組合的
構成	同一商品の生産・製造・何倍に携わる者の縦断的組合	同業種・同業態の横断的組合
事業	弊害の矯正、一定条件の下で価格協定も可、営利事業は不可	仕入・保管・運搬・金融等の共同事業および営業統制
参加・脱退	強制加入、出資不可	加入脱退自由、出資制度
区域	広域にわたる	概して狭い
設立要件	有資格者の3分の2以上の同意、公益性ある場合は強制加入	少数の同意 (有資格者の2分の1)

出所) 堀新一 (1940) 160-195頁より作成。

防止、原材料の購入方法改善、販売方法の改善、価格切り崩しの防止、輸出品の品質保持を目的とし、紙、金属器、地氈、綿織糸、綿織物、絹織物、絹製手巾、米、真田、洋傘など、輸出品 37 品目に限定されており、1898（明治 31）年末の組合数は 60 に過ぎなかった。それに対して、この同業組合法は組合設立の範囲を大きく拡大したため、組合数は一気に増加し、1921（大正 10）年末の組合数は 1,302、同連合会も 60 に上った¹⁰⁾。大阪市に限ってみても、同年 4 月時点で、同業組合 60、準則組合 48 のほか、産業組合 22、水産及漁業組合 3、酒造及茶業組合 3 が存在していた¹¹⁾。やや下がるが、東京では 1927（昭和 2）年の名簿に、99 の同業組合が掲載されている¹²⁾。これらを見れば、同業組合が全国的に広く設立されていったことが分かる。

3 粗製濫造と同業組合

しかし、こうした同業組合の成立によって、粗製濫造品が排除され、製品の品質が改善されたかという点必ずしもそうではなかった。製造業における産業化が進展することによって、「生産者」は近代的な生産体制を備えた大企業から伝統的な手工業的生産者まで多様化するようになる。大企業は次第に自社内で製品の検査体制を整え、必ずしも組合に依存するのを感じなくなるのに対して、中小生産者はできれば製品検査を忌避しようとする傾向があり、肝心の製品検査が組合の事業として成立しがたくなる。販売業者にしても、大規模な問屋から、仲買、卸売商、小売商、から縁日商人までもが含まれ、ここでも共通の利害を見出すことは難しい。生産者から販売者まで、業界関係者があげて業界の秩序を維持し、粗製濫造を防止するという理念は掲げられても、それを実現することは決して容易ではなかった¹³⁾。

特に、第一次世界大戦によってヨーロッパ諸国の輸出が低迷する中、日本は輸出の急増に沸き、それが粗悪品の輸出につながったという指摘が相次いだ。戦争が始まって 2 年弱後の 1916（大正 5）年 6 月、『中外商業新報』は社説で次のように書き、同業組合による自治的統制が成果をあげ得ていないことを指摘し、粗製濫造が短期的には利益に見えても日本製品の信用を失墜させ、長期的には大いなる不利益となることを組合員が強く認識する必要性を強調した¹⁴⁾。

同業組合の目的が営業上の弊害を矯正し其利益を増進するに在るは自明なれども、過去十七年間の経験に徴すれば同業組合員相互の自制を以てしては営業上の弊害を矯正し其利益を増進すること不可能なり。其故如何と謂うに、同業組合の制度は一種の自治警察制度なり。即ち取締まる者と取締らるる者と同一人者なるが為めに、自治精神の発達せざる我邦に在りては到底其成績を挙ぐる能わざるなり。

この時点ではまだ自治精神が十分に発達していないと断じたのであるが、『読売新聞』も同

月、次のように書いて、粗製濫造が蔓延している状況に警鐘を鳴らした¹⁵⁾。

既に久しき以前より我が輸出品には粗製濫造の非難あり。粗製濫造の四字は殆んど我が輸出品に対する定評なるやの感ありたり。歐洲動乱以来英仏独の工業国に代りて我が輸出品の販路拡大し来れるに連れて此非難の益々甚だしきに至れるは特に遺憾なり。斯くては動乱の終局と共に拡大されたる販路は再び他の侵す所となりて復た戦前の沈衰状態を呈するに至るべし。

『時事新報』も同年、「粗製濫造」と題する16回の連載を特集し、この問題に強い警告を發した¹⁶⁾。この時期、粗製濫造は日本企業に特有のことではなかったようで、第一次大戦開戦後、それまで主としてドイツから輸入していた商品がアメリカに移ったが、そのアメリカからの製品が年を追うごとに粗悪品となり品質が劣化していることを指摘しているが、日本製品もそれと同じだというわけである。

その上で、実際の粗悪品の具体的な事例を多数挙げている。例えば、羽二重の場合、輸出品の検査は1911（明治44）年以来、原則として政府によって行われることとなったが、一部薄絹については組合の検査となってきた。しかし、組合検査は政府検査に比べて寛大であることもあって粗悪品が横行し、ために外国の信用を失い、一時は年間100万円にも達していた輸出が10万円ほどにまで減少したという。その原因として、生産者が小規模で、いったん製品が自己の手を離れると他の製品と区別することはできず、そのため自己の製品に対する責任観念が乏しくなることをあげている。三井物産、高島屋、その他の輸出業者も全く同じ製品を取り扱うため必然的に価格競争に陥り、それが品質低下を誘発するというのである。それゆえ、「若し出来得べくんば三井なり高島屋なり夫れぞれに特長ある製品の取扱いを為し一方製造業者は責任ある商標を以て品位の向上と信用とを維持するに努めなば以て粗悪品出現を防ぐに効ある可きなり」と提案している。

この『時事新報』はその外にも、メリヤス製品（靴下、手袋など）、製茶、マッチ、ガラス製品、装飾玉、石鹼、漆器類、釧、真田、アンチミニエー製品、鉛筆、玩具などの例を具体的に挙げている。中には、見本と現物が異なる「詐欺」的なものを含め、「殆んど滑稽に近く聞く者をして思わず失笑を禁じ難からしむるもの」も少なからず含まれていたという。粗製濫造は単なる「低品質の安価製品」ではなく、実際の使用に耐えない製品までもが含まれていたのである。粗製濫造の改善を目的としたはずの同業組合をもってしても、「日本製」に対する信頼は完全に失墜していたといつてよい。

その原因についての指摘も、先の『読売新聞』と大筋において共通する。要するに、生産者の規模が小さく、彼らは外国の最終需要の動向を知らず、ただ中間商人の求める価格低下に対応して粗製濫造を行うのであるが、これに対抗すべき同業組合は全く無力で機能していないと

いうのである。そして最後に、次の呼びかけでこの長期連載を締めくくっている。

商業家よ貿易業者よ製造工業家よ今日の場合粗製濫造は殆んど無意味なる自殺的政策なることを棄記せよ。何となれば現在邦品は無競争地を独歩せるなり。支那南洋を始め欧洲品の輸入杜絶せる需要地にありては恰も渴者が水を慕うが如くに本邦品を求めつつあるなり。此場合些々たる価格の高下の如きは寧ろ第二の問題なるなり。故に是等の国々に対して粗製濫造以て永久の信用を犠牲として迄も此際廉売を行うの必要那邊に在りや。再び棄記せよ。本邦品は敵手なきなり。価格の低廉を必要とせざるなり。若し卿等にして多少とも機会を利用するの頭脳あらば何ぞ此際相当の売価にて良品を輸出せざるぞ。少くとも粗製濫造ならでは引受け難き程の低廉なる注文を大胆に拒絶せざるぞ。三度び棄記せよ。邦品は今競争者無きなり。粗製濫造も敢てして迄安物契約を為すの必要無きなり。此千歳の好機を利用せずして何日の日にか粗製濫造の病根を絶滅し得んや。聞く政府は目下輸出検査大拡張の計画中なりと。噫是れ果して本邦貿易関係者の名誉と言う可きか非か。

こうした同業組合による「杜撰な検査」に対処するためであろう、1916（大正5）年3月、重要物産同業組合法は改正され、同業組合が検査を行う場合には検査員を置くこと、その検査員の選任及び解任には農商務大臣の認可を受けること（第10条の2）、組合は検査員の服務規定を定め農商務大臣の認可を受けること（第10条の3）が求められるようになった¹⁷⁾。これによって、組合の「自治的統制」の権限は強まるが、それが検査そのものの改善に結びついたかどうかは別問題であった。

同業組合による検査が十分に機能していないという指摘は、時期がやや下った1924（大正13）年に学界でもなお指摘されていた。例えば、戸田海一はこう言っている¹⁸⁾。劣等品の生産は消費需要の動向や生産者側の能力等からして必ずしも不当とは言えないが、「近時我国の商業、就中輸出貿易に於て特に此弊害甚しきは普ねく世の熟知する所にして、之が為めに我国の世界に於る商業道徳上の信用を毀くること甚しきに至れり」としたうえで、その原因の1つとして「同業組合は共同自治の能力の幼稚なるが為め其成績殆ど見るべきものなく、却って組合の権力に依て価格を公定し、恰も組合をして公認せられたる合同に類する性質を帯びしめんとするが如き弊害多く…」、特に商工業の組合で好成績をあげたものは極めて少なくいと指摘した。

近代国家への道を歩み始めてまだ日の浅かった明治期、工業化の流れが本格化し始めるとはいえ、まだ産業は発展途上で、近代的な大量市場における競争の経験は乏しく、各種の不正が横行した。同業組合法はそれを業界の一丸となった組合を結成させ、その組合の自治的統制の中で解決を図ろうとしたものであったが、それが十分な実を挙げ得なかったことになる。1925（大正14）年に新たに制定された「輸出組合法」と「重要輸出品工業組合法」は、同業組合の

この限界に対する補足であったと見ることができる¹⁹⁾。

この間、政府はもちろん自治的統制にすべてを委ねていたわけではなかった。日本は1899（明治32）年以来「工業所有権の保護同盟条約」に加盟しており、1911（明治44）年にはドイツの不正競争防止法（1909年）に触発されて、同様の法案の検討が開始されたが実現しなかった。この条約は1925（大正14）年に改正され、不正競争に関する詳細な規定が盛り込まれた。これが「工業所有権の保護に関するパリ条約（ヘーグ改正条約）」であり、これを受けて翌1922（大正15）年には法案の起草が始まったが、法案制定は見送られた。そのため、日本はこの条約に署名したものの加入しない状態が続いた。日本で、このヘーグ条約上の義務を満たすべく「不正競争防止法」が制定されるのは、ようやく1934（昭和9）年になってからであった²⁰⁾。

4 同業組合と価格協定

他方で、同業組合が価格協定に熱心であったという報道は早くからみられた。もともと、粗製濫造が販売価格の下落に起因する側面もあったことから、粗製濫造防止のためにはある程度の価格維持は必要と考えられたし、同業組合法はこの問題を業界の自治的統制の中で解決させようとしたものであった。強力な販売力をもつ問屋が求める低価格に抗しきれず、それが粗製濫造の原因となるという図式から考えれば、問屋を含めた業界が一丸となって取り組むことにそれなりの理由はあった。

しかし、理念的に認められる「必要な価格維持」と金儲けのための「不当な価格協定」との境界は微妙である。特に第一次世界大戦がはじまった1914年以降、日本経済は空前の好景気に沸きあがるが、同時に物価が高騰した。その主要な原因が同業組合による価格協定にあるとして、1916（大正5）年に発した次官通牒「重要物産同業組合及同連合会の取扱に関する件」の中で、「外国貿易上に於ける売崩の弊を防ぐため必要なる場合の外、商品の価格を組合に於て定むる規定を設けしめざること」とし、国内の取引における価格協定は事実上禁止されることとなった²¹⁾。しかし、実際にそれによって価格協定がなくなったわけではなかった。

第一次世界大戦時の好景気は、1920（大正9）年に始まった戦後恐慌をもって終了する。それに伴って卸売物価が漸次下落するにもかかわらず、小売物価がそれに見合う下落を示さなかったことから、再び同業組合の価格協定に厳しい目が向けられるようになる。1921（大正10）年8月、農商務省は地方長官に対して次官通牒を発して、1916（大正5）年の通牒が有効であることを確認するが、その一部は次の通りである²²⁾。

昨年三月中旬財界の変動以来一般物価は漸次下落の趨勢を辿れるにも拘らず小売価格中には依然として曩日の高値を維持し甚しきに至りては却て漸騰の情勢を示せるものすら有之。勿論其原因種々可有之候も近時同業組合中私に販売価格を協定して不自然に物価の低落を阻止

し不当の利益を貪りつつありとの批難も有之哉に聞及候に就ては此際速に貴管下に於る各組合の詳細の内情御調査の上此種不都合の行為ありと認めらるる組合に対しては重要物産同業組合法第十五条並に同施行規則第四十五条に基き嚴重に之が取締を励行相成様特に御配意相成度依命此段及通牒候也

しかし、1922（大正11）年になっても物価騰貴は収まることはなかった。戦前に比して卸売価格は2割3分、小売価格では2割もの高値が続き、これが賃金の騰貴が相まって輸出不振の要因となっているとして、同業組合の価格協定への関心はさらに強まった。例えば、大阪市では公設市場に出店する同業組合の有力者が公設市場では低価格で販売しながら、自店では組合協定の最高価格で販売していた事例が報告されるほか²³⁾、物販業ではないが「正当な」価格を提供する業者を「組合の名義によって…横暴を働き正当業者を飽く迄も圧迫し消滅させねば止まぬ」対応を行った組合などが紹介され、全体として同業組合に対する非難は高まっていった。

例えば、『東京朝日新聞』は「東京白米商同業組合、醤油同業組合及砂糖同業組合などでは、販売価格を協定し、安く売った組合員には、種々な制裁を加え、廉売組合員を自滅させずんば止まざる勢いである」ことを指摘したほか、一種のトラストを組織し、製造は自己の手一つに集中し、わずか数社の卸売業者を通して販売し、小売商の価格交渉にも応じない例があったことも紹介している。「公然と協定して暴利を貪る程の不徳漢は少い」とはいえ、価格の硬直化は深刻だったようで、農商務省は国民の生活必需品としての白米の価格を自由競争に委ねるため、1921（大正10）年に白米商組合の価格協定を禁止するほか、同業組合の不認可の方針を打ち出し、ある時には20の組合設立申請に対して15～16もの不認可としたこともあった²⁴⁾。

こうした「不都合な組合」は同業組合よりも準則組合に多かったという。もともと、準則組合への「強制加入」を定めた第4条には罰則規定がなかったため、「殆ど空文に等し」かったことに加え、この第4条が1897（明治30）年に削除されたことから、自己に都合のいい時には加入し、不利か違反処分を受けるおそれがあるときには脱退するようになり、脱退者が続出したことによる統制力の弱体化もその一因であったともいわれる²⁵⁾。

そのため、農商務省の中でも同業組合法の改正論や全廃論がささやかれるようになり、その弊害について調査を行う方向も示された²⁶⁾。同業組合法自身は改正されてはいないが、先に指摘した1925（大正14）年の輸出組合法と重要輸出品工業組合法はこうした同業組合への不満のあらわれであったということもできる。

ここでは同業組合そのものについて特段の関心があるわけではないので、同業組合の価格協定問題についてはこれ以上立ち入らないが、一言だけ付け加えておく。昭和に入ってから金融恐慌に続く昭和恐慌は物価を暴落させ、なおその中でも価格競争が繰り広げられた。その結果、「当業者がその抜駆の競争によって商品の価格を不当に売崩している弊害を、組合の強制

力によって矯正せんとする」方向²⁷⁾が模索されることになる。この問題に対する商工省の態度は決して一貫したものとは言えなかった。例えば、1933（昭和8）年になって、東京砂糖商同業組合や大阪酒類商業同業組合の価格協定を含む定款変更申請を認可しながら、東京酒類商同業組合の同様の申請を却下し、その後もその後始末をめぐって態度が硬軟に揺れ動いた²⁸⁾。しかし、1933（昭和8）年10月になって、ついに新たな次官通牒を発出して、売り崩しの弊を防止するための価格協定を認めることとなった²⁹⁾。

重要物産同業組合及び同連合会の商品の価格協定に関する件

（前略）当省所管の同業組合に付ては外国貿易に関係なき場合に於ても売崩の弊を防ぐ為必要なときは商品の価格協定を為すことを得しむることと相成候に付ては自今左記各項に依り御取扱相成度尚価格協定が売崩の弊を防止するの趣旨を逸脱し消費者及び当該産業と密接なる利害関係を有する産業の公正なる利益を害することなからしむる様充分留意相成り苟も価格協定を不適当と認るときは遅滞なく監督上必要なる措置を講ぜられ度（以下略）

物価高騰期の価格協定と価格下落期の価格協定は性格を異にするという側面は確かにあるが、こうした政府の価格協定容認姿勢が、同業組合の価格協定を事実上許容することにつながったことは間違いなく、ここではそれがしばしば物価騰貴の一因とみなされていたことが確認できれば十分である。

5 百貨店の同業組合加入問題とその帰趨

同業組合の記述がいささか長くなったが、ここでの主要な関心はその同業組合と百貨店の関係である。一体、百貨店がこの同業組合とどのようにかかわるのか。直接的な問題としては、百貨店が行う特定物資の安売りによって組合の協定価格が崩壊するといった点にあったようで、それを防止するために、組合側は関係業者全員の強制加入を求めた同業組合法の第4条に基づいて百貨店に同業組合への加入を求めた³⁰⁾。法律は、農商務大臣が必要なしと認めた場合以外は関係業者の組合への加入を求めているのであるから、この条文を形式的に見れば、百貨店も組合関連物資について同業組合への加入が求められることは明らかであった。重要物産同業組合法が主要な目的とした輸出にかかる粗製濫造の防止、品質の統制に照らせば、アウトサイダーの存在を排除する必要があったことは想像できるが、生産者から卸売商、小売商を含むすべての取扱業者の強制加入を求めたこの規定は、やがて新たな問題を引き起こす。

重要物産同業組合法に基づいて、東京では1906（明治39）年に東京呉服大物商呉服組合が設立され、翌年に正式認可される。三越はすでに株式会社組織となっていたためこの組合には参加しなかったが、初代組合長は白木屋の当主であり、その外にも松屋、大丸、松坂屋の当主が役員に名前を連ねていたことからわかるように、まさに業界をあげての組織であった。と

ころが、1909（明治42）年に認可された東京靴同業組合が靴を販売していた三越に加入を申請したことから問題は表面化する。三越はこの要請を拒否し、さまざまな交渉を重ねた上で法廷に持ち込まれ、結局は三越が敗訴し10円の科料に処せられた。その後も、組合は三越に加入の勧誘を続けたが三越もこれを拒否し続け、1914（大正3）年に組合側は「未加入再申告書」を提出した。この裁判で三越は、百貨店が個々単一の営業の単なる集合ではないから同業組合に加入する必要はないこと³¹⁾、加えて非加入についてはすでに一度科料に処せられているから再度罰則されるべきではないと主張したが、いずれも退けられ、再び敗訴して20円の科料に処せられた³²⁾。

同業組合への加入問題は、その後、第一次世界大戦による好景気の中で鎮静化するが、交渉そのものは継続した。東京小間物同業組合と東京筆筒商同業組合は三越との協議を重ね、ついに1919（大正8）年には三越が両組合に加入したという。しかし、もちろん、これによってすべての取扱商品の組合に加入したわけではなかった。

この同業組合加入問題は1920（大正9）年の戦後恐慌を機に、再び注目を集めるようになる。百貨店はこの恐慌を機に大衆化路線に舵を切り、廉価販売を強化するようになり、それが既存の小売商との対立を激化させ、小売商側が百貨店を同業組合の統制の中に置こうとしたことは想像に難くない。しかし、同業組合は業種別、地域別に設立されているから、その数は極めて膨大となる。もちろん、百貨店といえども、多岐にわたる同業組合の業種の商品のすべてを取り扱っているわけではないが、百貨店がもしその取扱商品のすべてに加入するとすると、煩雑を極めることは明らかであった。百貨店の取扱商品は拡大し、「日用品から衣服貴金属類家具じゅう器食料品等を始め植木鳥獣の類に至るまで、一堂の下に集めて販売している。近頃は煮豆や納豆、さては鉄道省の切符や電車の回数券までも売さばっているから、もしいうなりに組合に加入したら、百二十から百五十の組合に加入せねばならぬ³³⁾」というのには多少誇張が含まれているように見えるが、百貨店が多数の組合に所属しなければならなかったのは間違いなかった。

単に煩雑というだけではない。百貨店からすれば、それによって営業上、大きな拘束を受けることになりかねない。同業組合の規約は「千差万別」といわれるが、中には定休日を定めるほか、最高賃金を決定したり、組合価格を協定するものもあれば、使用店員数をその変動のたびごとに組合に届出よう定めたものもあったという。業種ごとに異なる定休日を設定されては百貨店の営業は成り立たない。価格協定も同様で、百貨店は多種類の商品を取り扱うことから、そのうちの一部についてしばしば特価販売を行うが、中小小売店にとってはそれこそが主力商品であるから組合価格によって拘束しようとする。しかし、それでは百貨店は自由な価格設定を行うことができなくなる。従業員の届け出も、従業員が数人の小さな小売店の場合にはほとんど問題にならないが、百貨店の場合には、部署間の店員の臨時の移動は頻繁に行われており、この規定をそのまま遵守することはできなかった³⁴⁾。百貨店が同業組合への加入に強

く抵抗するのにはそれなりの理由があった。

それに対して、同業組合側は定休日の規定等も弾力的に運用するとして百貨店の加盟を要請した。同業組合側の主張は、尽きるところ、同業組合の主体は卸売商で小売商を含むものは少なく百貨店に過重な負担とはならない、組合の定款に百貨店を拘束するものは少ない、百貨店は第4条の但し書きには該当しない、同業組合法の權威を保つためには百貨店の加入が必要といったものであった³⁵⁾。しかし、百貨店がそれに応じることはほとんどなかった。

同業組合側からの加入の働きかけは、当初は組合の経費の分担を求める程度の目的だったとされるが、次第に百貨店対小売商の対立が先鋭化するにしたがって、「法令違反」それ自体が問題とされるようになり、これが戦前における反百貨店運動の始まりとなる³⁶⁾。そうなれば、組合に加入しない百貨店を同業組合側が裁判所に訴えることになる。裁判になるとそのほとんどは大審院にまで争われたようだが、大審院ではほとんど百貨店が敗訴し、10円から30円程度の科料に処せられるのが普通だったという。こうした係争は先の三越の裁判以降も続いていたようであるが、百貨店からすれば、利害が一致することが少なく、営業上の拘束のある組合に加入して組合費を支払うよりも、3年に一度か5年に一度、敗訴して罰金を支払う方が安いという計算も成り立っていたという³⁷⁾。

この問題に関しては、百貨店が誕生する以前の法律によって百貨店を縛ることに對する抵抗が強かったようだが、「百貨店側のいふ所の方が不当のやうである」として、同業組合側の主張を支持する意見もあった。例えば、神戸正雄は「同業組合は同業の改善発達を進めるといふのであって、関係者に加入の義務を負はして居るのは、全く各員の利己的立場を抑へて、全体の福利を増進せしめんとの公益的見地から出て居る。然るに百貨店に対して之を除外して、其負担を軽からしむるのは当を得たものではない」という。百貨店は負担能力もあるし、定款による拘束は百貨店の特例も認められ得ることで、特段の争点とはならないというのであった³⁸⁾。

もちろん、百貨店も、この状況をそのまま受け入れていたわけではなかった。同業組合に拘束されないように、強制加入の例外規定を設けるよう農商務省に働き掛けを続けると共に、1919（大正8）年に東京市内の5大呉服店（三越、松坂屋、白木屋、松屋、高島屋）が「五服会」を結成するが、これが百貨店による組合の結成への下準備となっていく。しかし、農商務省に対する要請は容易に実現することはなかった。一つには農商務省内には主として社会政策的見地から単純な例外規定の導入には反対の意見も多かったことによるようであるが³⁹⁾、同時に何をもって百貨店とするかの定義が定まらなかったことも一因であったようである。この後者については、1924（大正13）年になって「百貨店とは統一ある支配の下に各部乃ち各デパートメントが独立した商店類似の働をなすもので各部が独立形式を設け店員の如きも全く各部に専属するものであって此点で所謂万屋と異り各部が同一の計算及び支配下にある故に観工場と異ると云う見解で当局及び当業者間の諒解が成立」ち、具体案の作成に取り掛かったという新聞報道が行われた⁴⁰⁾。

しかし、事態は簡単には動かなかった。1927（昭和2）年3月、百貨店協会は全国の百貨店を網羅する同業組合設立の計画を立て、商工省に内意伺い書を提出した。商工省は百貨店を同業組合の一業種と見なすかどうか、また百貨店の範囲をどう定めるかといった疑点があり簡単にこれを認めることはできず、さりとて取扱商品の数だけ同業組合への加入を強制するのも困難で「全く困じている模様」と報じられた⁴¹⁾。

百貨店側からの商工省への働きかけは繰り返し行われ、そのたびに商工省はこれを却下してきたが、1927（昭和2）年10月になって、中橋商工大臣は「旧来の方針に囚われずこれを容認」する方針に転じた。百貨店は同業組合法の制定時には予想しなかったもので、その後の需要に沿って現出したものであるから、これを「特異の業態」と見なして組合を認めるというのであった⁴²⁾。それまでは、百貨店は各種の同業組合に加入すべきとした大審院の判例に照らして慎重であった商工省も、遂に「専ら商業の実情に則して」容認の判断に傾いたのであった⁴³⁾。

同業組合側は当然のことながら猛烈に反発して当局に真意を問いたす。商工省は同業組合側に対して、百貨店の同業組合を認めたとしても百貨店が他の同業組合に加入しなくていいということにはならない、すべての商品について加入するというのは煩雑だから、重要商品を定めて加入させ、「百貨店と同業組合の反目を一掃し、互譲的に問題を片付け」たいといった趣旨の説明をしたという。しかし、この妥協案には百貨店も同業組合も共に反対した⁴⁴⁾。

百貨店の同業組合にはさらに別の問題があった。大資本を要して自由に発達してきた今日の百貨店が同業組合を設立して相互に拘束しあうことによって今後十分に機能しうるのか、相互の商品検査は実際にどのように行うのかといった、同業組合としてのありかたそのものに関する問題であった。これらは今後の百貨店に相当大きな影響をもつことが予想されるだけに、慎重な検討を要した⁴⁵⁾。なお、この時点で、百貨店は三越、白木屋、松屋、丸菱、武蔵屋、布袋屋、伊勢丹（以上、東京）、松坂屋、十一屋（以上、名古屋）、高島屋、大丸（以上、京都）、十合（大阪）、野沢屋（横浜）、紙与（福岡）、山形屋（鹿児島）、藤沢（仙台）、今井（札幌）の17社がこれに該当するものとされていた。

この問題は1927（昭和2）年12月、百貨店が法第4条の但し書きにいう「特別の理由」該当すると認める方針を決定したことで決着を見た⁴⁶⁾。直前まで百貨店の同業組合を認める方向で固まっていたように見えたが、関係者の理解が得られないうえに、百貨店の同業組合としての問題もあって、全く別の角度から「問題の解決」を図ったことになる。こうした方向転換は同業組合側からすれば、「百貨店に対する不当な優遇措置」であり「百貨店に味方した同法の不当な解釈」にほかならなかった⁴⁷⁾。

この判断に際して、当局側が述べたとされる理由は次のような趣旨であった⁴⁸⁾。すなわち、現に百貨店が同業組合に加入して何らかの利益や拘束を受けているということはなく、また組合側に百貨店を拘束するだけの活動力もない。したがって、組合に加入するかどうかは実際上

何の影響もなく、百貨店からすれば20~30もの組合に加入することは煩に堪えないことから、当局として百貨店の要望を受け入れることを至当とした、というのである。

もっとも、百貨店は強制加入に反対しながらも、すべての組合への加入を拒否していたわけではなく、営業上必要なものや差支えないものについては加入していた。この決定を受けて、百貨店はそれまでに加入していた組合からの脱退の方針を定め、商工省に申請し認可を得た。但し、薬や茶など、府県例によって組合に加入しなければ営業ができないものや、書籍のように組合員でなければ書籍の卸を受けられない商品については、引き続き組合にとどまった。百貨店ごとの離脱認可は下記の通りであった⁴⁹⁾。

表2 百貨店の同業組合加入免除数（1928年6月~1929年2月）

府県	三越	松坂屋	白木屋	松屋	高島屋	大丸	十合
東京	30 組合	29 組合	28 組合	31 組合	22 組合	—	—
大阪	30	31	28	—	29	24 組合	23 組合
神戸	7	—	—	—	—	6	—
京都	—	—	—	—	8	9	—

資料) 本位田祥男・中西寅雄(1933) 94頁より作成。

いずれにしても、これによって長年に及んだ同業組合と百貨店との争いは一応の終止符を打つことになる。当然、百貨店側はこれを歓迎するのに対して、組合側はこれに猛反発し、行政訴訟を起す構えを見せた。しかし、商工大臣は組合側に行政訴訟権はなく、主務大臣の行政権限事項だとしてこれを退けた⁵⁰⁾。これはまさに「大審院の判決よりも大きな政治的解決」であった⁵¹⁾。これは同業組合側から見れば、反対運動が「国家権力側の法の解釈と運用の恣意性および独占性によってねじふせられてしまった⁵²⁾」と見えても不思議ではなかった。こうして、百貨店は同業組合から脱して、1924(大正13)年9月に結成されていた日本百貨店協会によることになるが、その結果、「百貨店と一般小売店との直接の対話の機会をなくして確執を深めるもとになったことは否めない」という評価もある⁵³⁾。

6 要約と結語

百貨店と同業組合をめぐる抗争は、その後長きにわたって繰り上げられる百貨店(あるいは大型店)と中小小売商との抗争の序章に過ぎなかったとはいえ、それ自身はそれ程長期にわたったわけではなく、ほぼ1920年代初頭に発生し、末には終息した。しかし、この問題の中には、経済体制が大きく変化する中での制度と規制の大きなうねりがあった。

明治維新を経て近代国家への道を歩み始めた日本では、19世紀後半から20世紀初頭にかけて急速に産業の近代化が進んでいく。市場が拡大して全国市場が成立し、さらに市場は外国に

まで広がっていった。その市場拡張の中核を担ったのは卸売商（問屋）であった。弱小な生産者は販路と市場情報を完全に問屋に依存し、いわば問屋の指示に従って生産することによって商品を販売し、生産力を拡張することができた。メーカーのブランドがまだ確立されていないこの時期、問屋間の競争は価格競争に向かうが、それが過大なまでに展開されるときには品質の劣化をもたらした。競争は必ずしも健全な方向に作用するわけではなかった。

その中で、業界の側から起こった同業組合結成の動きは、政府の支持の下、法人組織としての同業組合として定着していった。同業組合の最大の特徴は、生産者、卸売商、小売商を含んだ業界の縦断的組織であること、しかも業界の秩序形成を強く意識したことを反映して、関係者全員が強制参加するとされたことにあった。行き過ぎた価格競争の抑制と安定した品質保持のためには、業界をあげての「自主的統制」が必要であると考えられたからであった。同業組合が実際にその役割を果たし得たかどうかは別として、同業組合は問屋中心の流通組織の中の業界秩序を形成するために準備されたものであったといつてよい。

しかし、この同業組合組織はその後の産業構造の変化の中で大きな転機を迎える。生産段階では本格的な産業資本が成熟し始め、生産者の中から「メーカー」が誕生する。彼らは自らのブランドをもって市場に向き合おうとし、販路も自ら切り開いていく。国内流通に限っても、同業組合の中でも中核的地位にあった問屋は、新興メーカーにとっては依存しなければならない存在であった。どの生産者からも独立し、それ故にこそ流通の中心に君臨してきた問屋をメーカーの特約店に組み込もうとする動きは、ほぼこの頃から始まる⁵⁴⁾。メーカーはさらには全国の有力小売店をも組織化して「ボランタリーチェーン」として組み込んでいこうとする⁵⁵⁾。同業組合は問屋中心の流通組織が再編される中で、1つの転機を迎えつつあった。

その転機を決定的にしたのが川下における百貨店の成立であった。呉服商から出発した百貨店も当初は呉服系の同業組合に参加していた。初期に取扱商品を拡大したときにも、なおいくつかの組合に参加した。しかし、凡百と言われるほどに取扱商品を拡大するようになると、事情は違ってきた。もし百貨店が取り扱うすべての商品について同業組合に加盟するとすれば、煩雑を極めることは間違いなかった。同業組合側は、百貨店の廉売を制限するために組合への加盟を求めたが、百貨店はその煩雑さと組合による休日等の営業統制の違いを理由にそれを拒否した。

百貨店は政府に対して強制加入の例外規定を設けるよう働きかけるが、政府はこれを無視し続けた。同業組合は裁判に訴え、裁判所は法に基づいて百貨店に罰金を命じる事態が続いたが、1927（昭和2）年12月になって、法改正をすることなく、百貨店が同業組合法第4条但書きにいう「特別の事由」に該当すると解釈することによって、百貨店の完全勝利の形で決着した。

この段階になって百貨店に「特別に理由」を認めた理由は必ずしも定かではないが、百貨店側からの働きかけはもちろんあったものの、同時に同業組合そのものに対する評価が微妙に影響していたと考えて差し支えないだろう。商工省では、この頃、重要物産同業組合法、重要輸

出品工業組合法、輸出組合法を廃止して、新たに商工組合法を制定する方向で検討を行っていた。組合の組織は業種別とし商業者と工業者は別個に組合を組織させること、組合の地区は行政区画によらず産業地区によること、組合の加入は任意とし強制加入としないことなどが主な内容とされ、それまでの同業組合法とは大きく性格を異にするものであった⁵⁶⁾。

このことから直ちに、この時点で政府が同業組合の「解体」を目指していたとまで言えるかどうかはともかく⁵⁷⁾、同業組合のあり方には相当な不満があったこと自身は間違いないであろう。そのことは、上の商工組合法構想が同業組合の強い反対にあって挫折した後、現行組合法の精神に反していたり有名無実のものは整理処分する方針を打ち出した⁵⁸⁾ ことから明らかである。具体的には、組合費僅少のもの、事務所の所在不明のもの、庶務員を設置せざるものなど、業績不振の組合を解散させる方針を発表した⁵⁹⁾ のであった。

同業組合はすでに 1916（大正 5）年の改正によって検査の主導権が行政に移行したばかりか、さらに輸出品組合法や工業組合法が制定されてその事業成績が上がりなくなっていたという。そうなれば、「その存置は当該地区における同業者の営業自由を拘束するのみであり、徒に害多く益するところが少い」といわれるようになるのも⁶⁰⁾、致し方なかったというべきかもしれない。同業組合法が時代の流れと乖離し始めていたといってもよい。百貨店との関連に限って言えば、「現行の組合が百貨店の生れない以前に制定されたものであるから自然百貨店の存在が認められなかったのを今になって組合へ加入する事は、自由に野原を飛び回る鳥が、にわかにかさいかごの中へかわれるようになったと同様である⁶¹⁾」というの評価は、この間の事情の変化を言い表している。

それでも、法に基づいて設立された組合は業界を代表する組織として残り、その立場から利害を主張し続ける。法律は当面する時代の中での問題に対処するために生まれ、その法律に基づいて制度が組み立てられて行く。組み立てられた制度は当初の問題に対処しつつ、独自の論理をもって自己主張を始める。時代が大きく変化しても、その制度がそれに沿うように変化するとは限らない。同業組合の対百貨店問題は、当初それが制度化されたときには予想もなかった方向での対立であったが、そうした制度の慣性的自己主張の強さ如実に示したものであることができる。

注

- 1) 初田亨（1993）は百貨店の先駆けとして勤工場を位置づけている。観工場については、あわせて田中政治（2009）参照。
- 2) 鈴木安昭（1980）74-80 頁、藤岡里圭（2006）第 2 章。
- 3) この間の経緯については、石原武政（2019a）（2019b）で詳述した。
- 4) 内池廉吉（1938）233-234 頁。
- 5) 『官報』（太政官文書局）第 200 号、1884 年 3 月 3 日、内務省・農商務省第 4 号。
- 6) 『官報』（太政官文書局）第 428 号、1884 年 11 月 29 日、農商務省第 37 号。

- 7) 『官報』第 5001 号、1990 年 3 月 7 日、法律第 35 号。
- 8) 山本景英 (1970b) 51-52 頁。
- 9) 堀新一 (1940) 161 頁、166-167 頁。
- 10) 「同業組合（上）（下）」『東京朝日新聞』1923 年 3 月 4 日-3 月 6 日（同業組合 2-021）。
- 11) 大阪市役所商業課 (1921)。
- 12) 東京商工会議所 (1927)。
- 13) 「同業組合（上）（下）」『東京朝日新聞』1923 年 3 月 4 日-3 月 6 日（同業組合 2-021）。
- 14) 「組合検査の価値 自治的警察の欠点（社説）」『中外商業新報』1916 年 6 月 6 日（同業組合 1-042）。
- 15) 「粗製濫造の原因」『読売新聞』1916 年 6 月 20 日（同業組合 1-003）。
- 16) 「粗製濫造」『時事新報』1916 年 8 月 9 日~8 月 25 日（商品検査 1-007）。
- 17) 『官報』第 1077 号、大正 7 年 5 月 7 日。
- 18) 戸田海一 (1924) 323~325 頁。
- 19) 上田貞次郎 (1936) 171 頁。
- 20) 日本銀行調査局 (1934) 110 頁および経済産業省知的財産政策室 (2018)。
- 21) 林久吉 (1933) 62 頁。農林省経済更生部編『農林省経済更生部副業課関係法規、通牒集』農業と水産社、1938 年、199 頁。
- 22) 「不当なる小売協定の取締 農商務省から地方長官へ」『東京日日新聞』1921 年 8 月 20 日（物価 9-204）、高橋亀吉 (1933) 170-171 頁。
- 23) 「日用品組合が暴利を貪る実例 府当局の断固たる方針」『大阪毎日新聞』1921 年 10 月 4 日（市場 3-043）。
- 24) 「同業組合（上・下）」『東京朝日新聞』1923 年 3 月 4-6 日（同業組合 2-021）。
- 25) 内池廉吉 (1938)、235-236 頁。
- 26) 「同業組合の弊害 高物価持続の一因」『東京朝日新聞』1922 年 5 月 9 日（同業組合 2-003）、「小売同業組合の弊害 公正価格調査会設置」『大阪朝日新聞』1922 年 5 月 14 日（同業組合 2-005）。
- 27) 「物産組合法を活用して商品価格の協定を強制—当局の目論む合理化行詰り打開策」『中外商業新報』1930 年 9 月 20 日（同業組合 2-183）。
- 28) この間の経緯については、林久吉 (1933) を参照。
- 29) 農林省経済更生部編『農林省経済更生部副業課関係法規、通牒集』農業と水産社、1938 年、218-220 頁。
- 30) そのほかにも、組合では従業員の統制を行い、使い込み等を行った従業員はブラックリストを作成して組合員で共有したようである。そうした問題従業員を百貨店は安く雇うことがあったようで、百貨店がしばしばこうした従業員の逃げ込み場所となっていたことが、同業組合側の不満になったという指摘もある（平井泰太郎 1929a、21 頁）。
- 31) 各種の業務を営むものであっても、従来それぞれ組合に加入しているから、百貨店も各同業組合に加入すべきだという小売商の主張に対して、小林行昌 (1932) は「一応尤もであるが、酒屋が薪炭や油を兼ねると、百貨店とは著しく趣を異にして居るから、これは理由にならぬ」と、百貨店側の主張を支持している (293-294 頁)。
- 32) 助 公開経営指導協会編 (1983) 107-114 頁。108-110 頁にはこの決定文が掲載されている。あわせて、鈴木安昭 (1980) 206 頁。
- 33) 「百貨店の組合加入もつれ」『東京朝日新聞』1927 年 7 月 6 日（同業組合 2-094）。
- 34) 「百貨店の同業組合新設計画 五大店で協議中近々具体化」『国民新聞』1924 年 3 月 7 日（同業組合

- 2-028)。
- 35) 神戸正雄 (1927) 16-17 頁、平井泰太郎 (1929a) 20-21 頁。
- 36) その意味で、同業組合加入問題は初めから組織的な運動であったわけではない。百貨店に対する小売商の組織的な反対運動は 1925 (大正 15) 年に東京の呉服モスリン店が中心となって起こした運動だという記述があるが (財 公開経営指導協会 (1983) 142 頁)、後に与えた影響から言えば、192 (昭和 3) 年春に東京・人形町の小売商の呼びかけで糾合した「東京小売商連合会」であったとみてよいだろう (向井鹿松 (1941) 177 頁)。
- 37) 平井泰太郎 (1929a) 19 頁。
- 38) 神戸正雄 (1927) 16-18 頁。
- 39) 「同業組合法に除外例を設くるは善くないと…主務省に反対論」『中外商業新報』1924 年 6 月 30 日 (同業組合 2-030)。
- 40) 「百貨店の同業組合新設計画—五大店で協議中近々具体化」『国民新聞』1924 年 3 月 7 日 (同業組合 2-028)。
- 41) 「全国百貨店の同業組合計画—当局その措置に困る」『時事新報』1927 年 3 月 15 日 (同業組合 2-089)。
- 42) 「百貨店の同業組合組織—近く認可されん」『大阪朝日新聞』1927 年 10 月 22 日 (同業組合 2-098)。
- 43) 「百貨店の同業組合設立は認可する—商工省の方針決まる」『時事新報』1927 年 10 月 23 日 (同業組合 2-099)。
- 44) 山本景英 (1970b) 49-50 頁。
- 45) 「百貨店同業組合組織に就いての難点—商工省にて研究中」『中外商業新報』1927 年 10 月 24 日 (同業組合 2-100)。
- 46) 「百貨店と同業組合—加入せぬもよい」『大阪朝日新聞』1927 年 12 月 9 日 (同業組合 2-104)。
- 47) 山本景英 (1970b) 51-52 頁。
- 48) 「愈々行詰る小売業者—組合除外の認可で百貨店の活躍自由」『時事新報』1928 年 6 月 5 日 (経営 2-037)。
- 49) あわせて、(財) 公開経営指導協会編 (1983) 113 頁、「京阪の百貨店組合除外種類」『大阪毎日新聞』1928 年 7 月 16 日 (同業組合 2-125) 参照。
- 50) 「実業組合側の行政訴願は成立ため『単なる主務大臣の権限事項』」(同業組合 2-124)。
- 51) 平井泰太郎 (1929a) 19 頁。
- 52) 山本景英 (1970b) 53 頁。
- 53) (財) 公開経営指導協会編 (1983) 114 頁。
- 54) 例えば、池田敦 (2004) 参照。
- 55) 戦前期にあっては、メーカーによる小売店の組織化を「ボランタリーチェーン」の 1 形態として理解するのが一般的であった。この点、石原武政 (2018a) (2018b) 参照。
- 56) 「三組合法を打って一丸に一『商工組合法?』案」『大阪朝日新聞』1928 年 7 月 20 日 (同業組合 2-127)、「立直しの商工組合制度—法案の基礎たる委員会案の大綱」『大阪朝日新聞』1928 年 8 月 2 日 (同業組合 2-128)。
- 57) 藤田貞一郎 (2003) はこの点を特に強調し、「百貨店対同業組合問題は…政府当局の重要物産同業組合法解体政策史、問屋資本主義を解体せんとする商工政策史…の中に位置付け」るべきであると指摘している (390 頁)。
- 58) 「同業組合の処分—単一組合法の不成功で」『大阪毎日新聞』1929 年 1 月 15 日 (同業組合 2-146)。
- 59) 「不良組合に解散処分—同業組合の刷新に積極的態度執る」『時事新報』1928 年 8 月 14 日 (同業組合

2-131)。

60) 内池廉吉（1938）241 頁。

61) 「百貨店の組合加入もつれ」『東京朝日新聞』1927 年 7 月 6 日（同業組合 2-094）。

参考文献

池田敦（2004）「加工食品流通」石原武政・矢作敏行編『日本の流通 100 年』有斐閣。

石原武政（2016a）「戦前の商品券問題—百貨店の商品券と商店街の共通商品券（上）—」『流通情報』N0. 520。

石原武政（2016b）「戦前の商品券問題—百貨店の商品券と商店街の共通商品券（上）—」『流通情報』N0. 521。

石原武政（2018a）「戦前のボランタリーチェーン（上）」『流通情報』No. 532。

石原武政（2018b）「戦前のボランタリーチェーン（下）」『流通情報』No. 533。

石原武政（2019a）「戦前の百貨店問題と百貨店法（上）」『流通情報』N0. 538。

石原武政（2019b）「戦前の百貨店問題と百貨店法（下）」『流通情報』N0. 539。

上田貞次郎（1936）『経済政策 第二分冊』昭和 12 年度東京帝国大学法学部講義、文精社

内池廉吉（1938）『小売業統制論』同文館。

大阪市役所商業課（1921）『大阪市内各種組合及市場一覧』。

神戸正雄（1927）「百貨店の同業組合加入問題」『時事経済問題』第 57 冊。

経済産業省知的財産政策室（2018）『不正競争防止法の概要』

（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20181201unfaircompetitiontext.pdf>）

（閲覧日：2019 年 4 月 15 日）。

(脚) 公開経営指導協会編（1983）『日本小売業運動史 戦前編』公開経営指導協会。

小林行昌（1932）『再訂内外商業政策』丸善。

鈴木安昭（1980）『昭和初期の小売商問題』日本経済新聞社。

高橋亀吉（1933）『日本経済統制論』改造社。

田中政治（2009）『明治のショッピングセンター 勸工場』田中経営研究所。

東京商工会議所（1927）『東京商工名簿』。

戸田海一（1924）『商業経済論』弘文堂。

日本銀行調査局（1934）『第 65 回帝国議会の協賛を経たる財政及経済関係の法律並其立法理由』日本銀行調査局。

農林省経済更生部編（1938）『農林省経済更生部副業課関係法規、通牒集』農業と水産社。

初田亨（1993）『百貨店の誕生』三省堂。

林久吉（1933）「最近に発生したる価格協定問題を回りにて」『明大商学論叢』第 14 巻第 4 号。

平井泰太郎（1929a）「百貨店問題（上）」『大阪銀行通信録』第 383 号。

平井泰太郎（1929b）「百貨店問題（下）」『大阪銀行通信録』第 384 号。

平井泰太郎（1933）「百貨店の自制と抑制」『国民経済雑誌』第 54 巻第 4 号。

藤岡里圭（2006）『百貨店の生成過程』有斐閣。

藤田貞一郎（2003）『近代日本経済史研究の新視角』清文堂。

本位田祥男・中西寅雄（1933）「百貨店法の成立に至るまで」中西寅雄編『百貨店に関する研究』同文館。

堀新一（1940）『商業組織の再編成』大同書院。

向井鹿松（1941）『百貨店の過去現在及将来』同文館。

山本景英（1970a）「昭和初期における中小小売商の窮迫と反百貨店運動（上）」『国学院経済学』第28巻第1号。

山本景英（1970b）「昭和初期における中小小売商の窮迫と反百貨店運動（下）」『国学院経済学』第28巻第2号。

なお、官報及び新聞記事は参考文献から割愛した。

【付記】

本稿における新聞記事はすべて神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ【新聞検索文庫】による。日付の後の（ ）内は同文庫の分類番号である。戦前の文書・資料からの引用に際しては、仮名遣いは原文に従ったが、旧漢字を新漢字に、片仮名を平仮名に改めたほか、一部、最小限句読点を補った。

The Conflict between Trade Association and Department Store in 1920's

Takemasa Ishihara

Summary

Following the Meiji Restoration, trade associations were institutionalized in Japan as a response to the mass production of inferior goods caused by the high speed industrialization. They were set up with the premise that they would subscribe to all the producers and distributors of each industry. Thereafter, many department stores, which handled a wide range of products, came up, and the associations requested them to subscribe to every trade association formed for handling their products, however, the department stores rejected this proposal. This was the beginning of the battle between (large-scale) department stores and small- to mid-sized retail stores in Japan.

This paper begins by taking a simple look back at the setting of the institutionalization of these trade associations and the role they fulfilled. In addition, this study aims to conduct a conclusive inquiry into how the battle between trade associations and department stores developed. Through this analysis, this paper aims to verify how this system, once implemented, remained powerful and assertive, even in a changing environment.